

# 介護職員等処遇改善加算に関する支給基準指針

令和6年10月1日  
社会福祉法人 徳寿会

## 1. 支給区分について

- ・次に定める職員別に支給する。
  - a. 介護福祉士所有し、食事・入浴整容・排泄・移乗等、必要不可欠と思われる全ての介助が可能な介護職員
  - b. 介護福祉士未所有で、食事・入浴整容・排泄・移乗等、必要不可欠と思われる全ての介助が可能な介護職員
  - c. 上記 a・b 以外の介護職員
  - d. 調理員
  - e. 上記 a～d 以外で、居宅介護支援センター・地域包括支援センター以外の職員  
※居宅介護支援センター、地域包括支援センターの職員は規程により対象外

## 2. 支給額について

- ① 正規雇用、もしくは常勤契約の職員は月額(定額)で、非常勤契約の職員については時間額(定額)で支給する。
  - a. 該当の正規雇用・常勤契約の職員は 38,000 円、非常勤契約の職員は 188 円を支給
  - b. 該当の正規雇用・常勤契約の職員は 36,000 円、非常勤契約の職員は 178 円を支給
  - c. 該当の正規雇用・常勤契約の職員は 27,000 円、非常勤契約の職員は 134 円を支給
  - d. 該当の正規雇用・常勤契約の職員は 15,000 円、非常勤契約の職員は 87 円を支給
  - e. 該当の正規雇用・常勤契約の職員は 6,600 円、非常勤契約の職員は 38 円を支給
- ② その他、算定期間の加算額より総支給額が低い場合は、一時金を支給する。

## 3. 介護職員等処遇改善加算取得のための実施項目

- (1) 経営理念・資質向上を目指す研修の実施
- (2) 資格取得のための支援実施
- (3) 非正規職員から正規職員への転換制度の実施
- (4) 短時間労働者への健康診断やストレスチェックの受診促進
- (5) ICT 機器等の導入による業務量の縮減
- (6) リスクマネジメント研修等の実施

以上